RIKEN KEIKI

第116回
定時株主総会
招 集 ご 通 知

目　次

株主総会招集ご通知・・・・・・・・・・　1
株主総会参考書類・・・・・・・・・・・　5
事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・15
連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・38
計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・41
監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・44
株主総会会場ご案内図

【日時】
2022年６月28日（火曜日）午前10時

【場所】
東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
理研計器株式会社　本社大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

【決議事項】
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止や株主様の安全確保の観点から、本株主総会につきましては、同封の議決権行使書用紙のご返送またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

なお、株主総会ご出席株主様へのお土産の提供を取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

理研計器株式会社
証券コード　7734

株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

第116回定時株主総会を６月28日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループの事業の現況と今後の課題及び株主総会の議案についてご報告ご説明申しあげますので、ご高覧賜りますようお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2022年６月

代表取締役社長　小谷野　純一

【経営理念】

理研計器グループは「人々が安心して働ける環境づくり」を永久のテーマとして社会の発展に貢献します。

【経営方針】

理研計器グループは良き企業市民として、法令遵守と環境保全に努め社会的責任を果たします。

・技術の開発と経営の合理性から、適正な利益を追求し、持続的な発展を目指します。
・お客様には、高品質の製品と充実したサービスを提供し、安全な環境づくりに貢献します。
・株主には、長期的視点に立った企業価値の向上をもって報います。
・取引先とは、安定した取引を目指し、共存共栄を図ります。
・従業員には、生活の安定と労働環境の向上をもって報います。

証券コード　７７３４
2022 年 6 月 7 日

株　主　各　位

東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
理研計器株式会社
代表取締役社長　小谷野　純一

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第116回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年６月27日（月曜日）午後５時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2022年６月28日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
　理研計器株式会社　本社大会議室
３．目的事項
報告事項
１．第116期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第116期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」については、法令及び定款第１５条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイトhttps://www.rikenkeiki.co.jp/

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年６月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年６月27日（月曜日）
午後５時10分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年６月27日（月曜日）
午後５時10分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

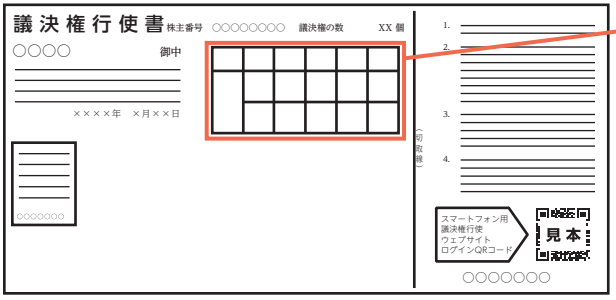

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫　「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　≫　「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　≫　「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限

2022年６月27日（月曜日）
午後５時10分入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

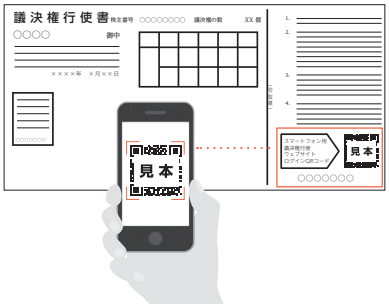

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインいただき、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

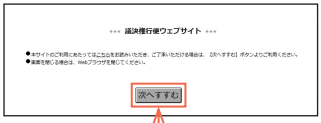

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

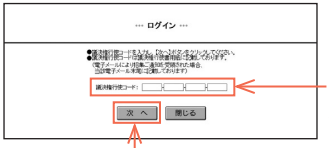

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

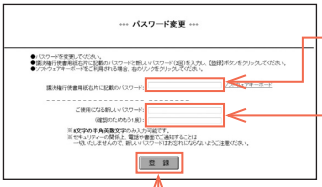

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　年末年始を除く９：00～21：00）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4)上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１条～第14条（条文省略）	第１条～第14条（現行どおり）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）
（新　設）	（電子提供措置等） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 ②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第16条～第36条（条文省略）	第16条～第36条（現行どおり）
附　則	附　則
第１条（条文省略）	第１条（現行どおり）
（新　設）	（株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第２条　定款第15条（株主総会参考書類等のみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。

現行定款	変更案
	② 前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のみなし提供）は、なお効力を有する。 ③ 本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会は、５名すべての取締役候補者が適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	取締役会出席状況
1 再任	小林（こばやし）　久悦（ひさよし）	代表取締役会長	100% （８回中８回）
2 再任	小谷野（こやの）　純一（じゅんいち）	代表取締役社長	100% （８回中８回）
3 再任	松本（まつもと）　哲哉（てつや）	取締役常務執行役員 生産本部長 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長	100% （８回中８回）
4 再任	古布（こぶ）　真也（しんや）	取締役常務執行役員 営業本部長	100% （８回中８回）
5 再任	木崎（きざき）　昭二（しょうじ）	取締役執行役員 技術開発本部長	100% （８回中８回）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	 小林（こばやし）　久悦（ひさよし） （1947年８月７日生） 取締役在任年数：19年 取締役会出席状況 100％　８回中８回	1974年１月　当社入社 1996年３月　当社生産本部製造部長 2003年６月　当社取締役執行役員生産本部製造部長兼桶川工場長 2004年10月　当社取締役執行役員生産本部副本部長兼品質管理センター長 2007年３月　当社取締役執行役員生産本部長 2009年６月　当社常務取締役上席執行役員管理本部長兼経理部長 2011年６月　当社取締役専務執行役員管理本部長兼経理部長 2012年１月　当社取締役専務執行役員管理本部長 2013年８月　当社代表取締役 2013年12月　当社代表取締役社長 2021年４月　当社代表取締役会長（現任）	108,329株

（取締役候補者とした理由）

小林 久悦氏は、生産部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2003年より当社取締役に就任しております。その後も、生産部門及び管理部門を指揮・統括し、また、2013年から代表取締役社長を務め、2021年4月より代表取締役会長に就任しております。当社における経営全般に関する幅広い知見と見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	 小谷野（こやの） 純一（じゅんいち） （1958年４月５日生） 取締役在任年数：13年 取締役会出席状況 100％　８回中８回	1981年４月　当社入社 2007年３月　当社技術開発本部技術部長 2007年６月　当社執行役員技術開発本部技術部長 2009年６月　当社取締役執行役員技術開発本部技術部長 2009年７月　当社取締役執行役員技術開発本部副本部長 2012年１月　当社取締役執行役員生産本部副本部長 2014年４月　当社取締役執行役員開発・生産本部長 2014年６月　当社取締役常務執行役員開発・生産本部長 2017年１月　当社取締役常務執行役員技術開発本部長、生産本部担当 2017年６月　当社取締役専務執行役員技術開発本部長 2018年10月　当社取締役専務執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長 2020年４月　当社取締役専務執行役員管理本部長兼経営企画室長 2021年４月　当社代表取締役社長（現任）	58,706株

（取締役候補者とした理由）

小谷野 純一氏は、技術開発部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2009年より当社取締役に就任しております。その後も、技術開発部門、生産部門及び管理部門を指揮・統括し、2021年４月から代表取締役社長を務めております。当社における経営全般に関わる幅広い知見と見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	 松本（まつもと）　哲哉（てつや） （1964年10月13日生） 取締役在任年数：13年 取締役会出席状況 100%　8回中8回	1987年４月　当社入社 2006年７月　当社執行役員経理部長兼経営監査室長 2007年３月　当社執行役員管理本部経理部長兼社長室長 2009年６月　当社取締役執行役員管理本部総務部長兼経営企画室長 2009年７月　当社取締役執行役員管理本部副本部長兼総務部長兼経営企画室長 2014年４月　当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長 2017年６月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長 2018年10月　当社取締役常務執行役員 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長（現任） 2021年４月　当社取締役常務執行役員生産本部長兼生産管理部長 2022年４月　当社取締役常務執行役員生産本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長	63,764株

（取締役候補者とした理由）

松本 哲哉氏は、管理部門及び経営企画部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2009年より当社取締役に就任しております。その後も、管理部門及び経営企画部門を指揮・統括し、現在は生産部門の責任者及び子会社 株式会社理研計器奈良製作所の代表取締役社長を務めております。経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	 古布（こぶ）　真也（しんや） （1960年９月29日生） 取締役在任年数：５年 取締役会出席状況 100％　８回中８回	1984年４月　当社入社 2010年３月　当社営業本部第一営業部長 2011年４月　当社営業本部東日本営業部長 2014年４月　当社執行役員営業本部副本部長 2017年１月　当社執行役員営業本部長 2017年６月　当社取締役執行役員営業本部長 2018年６月　当社取締役執行役員営業本部長兼海外営業部長 2020年４月　当社取締役執行役員営業本部長 2021年６月　当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）	10,757株

（取締役候補者とした理由）

古布 真也氏は、営業部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2017年より当社取締役に就任しております。その後も、営業部門を指揮・統括し、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任	 木崎（きざき）　昭二（しょうじ） (1962年10月23日生) 取締役在任年数：３年 取締役会出席状況 100%　８回中８回	1986年４月　当社入社 2014年４月　当社技術開発本部カスタムエンジニアリング部長 2016年６月　当社執行役員技術開発本部カスタムエンジニアリング部長 2018年４月　当社執行役員技術開発本部副本部長兼カスタムエンジニアリング部長 2019年４月　当社執行役員技術開発本部長 2019年６月　当社取締役執行役員技術開発本部長（現任）	16,723株

（取締役候補者とした理由）

木崎 昭二氏は、技術開発部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2019年より当社取締役に就任しております。その後も、技術開発部門を指揮・統括し、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、取締役を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しており、被保険者が株主代表訴訟等を提起され損害賠償を請求された場合及び被保険者が損害賠償請求を提起され職務に起因する第三者に対する損害を賠償した場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用等について補填することとし、保険料を全額当社が負担しております。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）本定時株主総会後の取締役の主な専門性と経験分野

氏　名	専門性と経験分野									
	経営全般	業界知識	国際ビジネスに対する知識	営業・マーケティング	技術研究開発	生産	法務・コンプライアンス	財務・会計	IT・デジタル	ESG
小林　久悦	●	●	●			●				●
小谷野 純一	●	●	●		●	●			●	●
松本　哲哉	●	●				●	●	●		●
古布　真也		●	●	●						
木崎　昭二		●			●				●	
中野　信夫		●		●	●					
多賀　道正	●			●		●				●
宮口　丈人	●		●					●		
植松　泰子							●			

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

1　企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済情勢は、各国の経済対策や新型コロナウイルスのワクチン接種率の上昇により、行動制限が徐々に緩和され、経済対策も後押しし経済活動が再開され景気の回復が進みました。一方で、断続的な感染拡大によるサプライチェーンの混乱や半導体をはじめとする部材不足及び地政学的リスク等による供給面の制約により、持ち直しの動きに足踏みが見られるなど、先行きは不透明な状況が続いており、経済、物価、金融情勢への影響を注視する必要があります。

当社グループを取り巻く経営環境としては、主要顧客である半導体業界はリモートワークや５G関連、DXの進展に伴い半導体の需要が高まったことから設備投資に活発な動きがみられました。また、脱炭素社会への加速を背景に自動車関連や二次電池関連業界も堅調に推移しました。

このような情勢のなか、当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の波が断続的に到来していることによる地域的な経済封鎖の影響並びに半導体不足等により生産及び販売活動の先行きに懸念はあったものの、人々が安心して働ける環境づくりを目指し、ガスという見えない危険を見える安心にすべく、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底し、開発・生産・販売活動を進めてまいりました。

2020年7月に竣工した「生産センター」（埼玉県春日部市）は、2021年4月より本格稼働しました。函館工場から免振構造の生産センターへ設備の一部を移設し、安定したセンサーの供給体制の整備並びに製品の安定供給に努めてまいりました。また、中長期的な企業価値の向上の観点から、サスティナビリティを巡る課題にも積極的に取り組み、SDGs、脱炭素化を意識した開発、生産、販売、アフターメンテナンスサービス活動に努めてまいりました。

これらの諸施策の結果、当連結会計年度の売上高は373億６千３百万円（前連結会計年度比16.0％増）、営業利益は84億２百万円（前連結会計年度比27.4％増）、経常利益は88億１千９百万円（前連結会計年度比27.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は59億６千３百万円（前連結会計年度比27.1％増）となりました。

（単位：百万円）

売上高

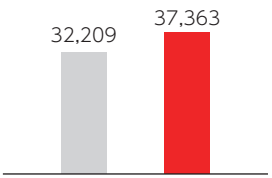

営業利益

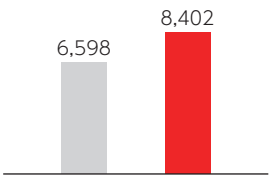

経常利益

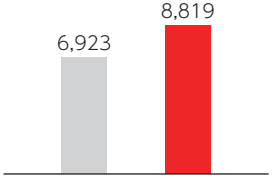

親会社株主に帰属する当期純利益

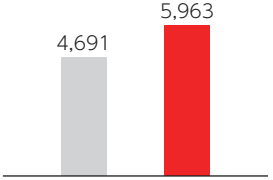

次に、機種別の売上の概況をご説明申しあげます。

定置型ガス検知警報機器　売上高 262億５千７百万円（売上高比率70.3%）

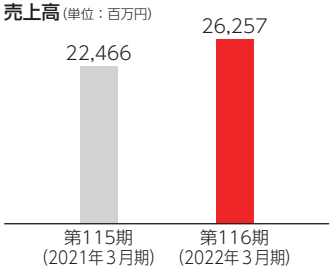

「スマートタイプガス検知部 GD-70D」は、国内及び東アジア地域の半導体工場、並びに国内の半導体製造装置メーカー向けに売上を伸ばしました。

また、「炉内セフティモニター SD-2500」は、中国におけるリチウム電池製造設備投資の拡大により、国内のリチウム電池製造装置メーカー、及び中国の同生産工場向けに売上を伸ばし、「スマートタイプガス検知部 SD-1」は、造船、石油化学・半導体業界向けの他、リチウム電池生産工場向けに売上を伸ばしました。

アフターメンテナンスサービスも好調に推移したことから、売上高は262億５千７百万円（前連結会計年度比16.9%増）となりました。

可搬型ガス検知警報機器　売上高 99億３百万円（売上高比率26.5%）

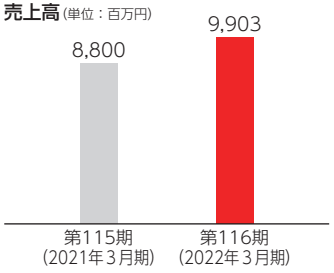

主力ポータブルガスモニター「GX-3Rシリーズ」は、欧米における経済活動が回復基調となったこと、及び国内において更新需要時期が到来したことにより、国内・海外の石油及び石油化学業界、官公庁向けを主体に売上を伸ばしました。

東南アジア地域の海外市場において新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより売上が減少しましたが、アフターメンテナンスサービスが好調に推移したことから、売上高は99億３百万円（前連結会計年度比12.5%増）となりました。

その他測定機器　売上高 12億２百万円（売上高比率3.2%）

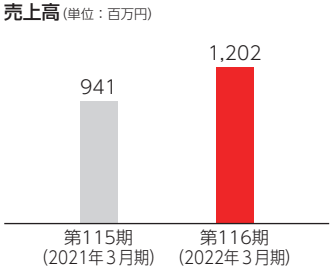

「防爆型熱量計OHC-800」は、「OHC-800」をキーデバイスとし他のガス検知器と組合せるソリューションが評価され、今年度は大幅に売上を伸ばしました。

また、各国の大学や研究機関に需要のある「大気中光電子分光装置ACシリーズ」は、新製品「AC-2S」の市場浸透までには至りませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な影響があったにもかかわらず、昨年同等の売上を保つことができました。

この結果、売上高は12億２百万円（前連結会計年度比27.6%増）となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は６億７千８百万円であり、その主なものは、試験・研究設備及び生産設備の更新であります。

これに要した資金は、全額自己資金により充当しております。

また、当連結会計年度における資金調達で特記すべき事項はありません。

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 113 期 (2019年３月期)	第 114 期 (2020年３月期)	第 115 期 (2021年３月期)	第 116 期 (当連結会計年度) (2022年３月期)
受　注　高(百万円)	30,989	32,345	33,437	42,114
売　上　高(百万円)	30,650	32,189	32,209	37,363
経　常　利　益(百万円)	5,485	6,463	6,923	8,819
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	4,099	4,342	4,691	5,963
１株当たり当期純利益（円）	176.27	186.75	201.71	256.26
総　資　産(百万円)	56,851	60,219	64,326	71,606
純　資　産(百万円)	46,212	49,635	52,615	56,858
１株当たり純資産額（円）	1,897.19	2,039.94	2,193.61	2,412.75

(注) 当社は2018年７月１日をもって、ＲＫ INSTRUMENTS(S)PTE LTDの発行済株式の12.3％を追加取得し、同社は持分法適用関連会社から連結子会社に異動いたしました。

これに伴い、第113期（2019年３月期）において、同社株式について2018年７月１日の追加取得以前から保有する持分を当該追加取得時の時価で再評価したことによる評価差益「段階取得に係る差益」として特別利益（400百万円）を計上いたしました。

② 当社の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 113 期 (2019年３月期)	第 114 期 (2020年３月期)	第 115 期 (2021年３月期)	第 116 期 (当事業年度) (2022年３月期)
受　注　高(百万円)	27,381	28,099	29,994	37,197
売　上　高(百万円)	27,039	27,933	28,765	32,449
経　常　利　益(百万円)	4,432	5,334	5,984	7,635
当　期　純　利　益(百万円)	3,266	3,815	4,229	5,725
１株当たり当期純利益（円）	140.45	164.08	181.83	246.00
総　資　産(百万円)	47,891	50,340	55,426	62,110
純　資　産(百万円)	37,894	40,672	44,511	49,198
１株当たり純資産額（円）	1,629.62	1,749.09	1,913.27	2,113.68

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社理研計器奈良製作所（奈良県桜井市）	50百万円	100.00%	ガス検知警報機器及び電子機器等の製造販売
台湾理研計器股份有限公司（中華民国台南県）	30百万NT$	100.00%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
理研計器商貿（上海）有限公司（中華人民共和国上海市）	1,191千元	100.00%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
RKI Instruments,Inc.（アメリカ合衆国カリフォルニア州）	130千US$	75.00%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
R K INSTRUMENTS(S)PTE LTD（シンガポール共和国シンガポール市）	620千SG$	100.00%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス

（4）対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの新たな変異株による感染の再拡大が見られますが、ワクチンの接種が進んでいるため、経済活動への影響はこれまでと比べ限定的であると予想されます。一方で、半導体等の材料供給遅延、サプライチェーンの混乱、地政学的な問題など、予断を許さない状況は続くものと思われます。

当社グループを取り巻く経営環境においては、主要顧客である半導体業界は、リモートワークの定着化や巣ごもり需要も引き続き見込まれ、旺盛な半導体需要は引き続き継続することが予想されます。また、脱炭素化の加速によりエネルギー関連・自動車関連・鉄鋼関連業界も設備投資の拡大が見込まれます。

このような状況のもと、当社グループは、産業用ガス検知警報機器開発のフロントランナーとして、世界の人々が安心して働ける環境づくりに引き続き貢献すべく、次の課題に取り組んでおります。

1．海外市場シェア拡大を中心とした、国内外での販売・メンテナンスネットワークの拡大強化、サービス体制の更なる充実
- ・海外関連会社の子会社化による海外拠点の整備・展開
- ・営業支援ツール導入による営業DX化の取り組み
- ・海外販売店のメンテナンス能力向上に向け教育支援体制の強化

2．多様化するマーケットニーズに対応した製品のラインナップの充実
- ・多様な市場、顧客の要望に対応した多品種製品開発の継続
- ・脱炭素社会の実現に向けた新規製品開発の強化
- ・技術開発力強化のための積極的投資

3．品質・生産性の向上及び徹底したコストの低減
- ・開発センター及び生産センターへ技術開発部門と生産部門を集約したことによる技術開発力の向上や製品開発の早期化
- ・変化する市場環境に対応可能なQMS・EMSへの強化、運用の安定化

4．社会の一員としてESG、SDGs課題への積極的な参加
- ・事業領域を通じたSDGs目標達成への貢献
- ・再生可能エネルギー導入等によるCO_2排出量削減推進

『見えない危険を、見える安心に』をテーマに、更なる変化・進化・強化を重ね、当社グループに課せられたミッションをクリアすべく、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

（5）主要な事業内容（2022年３月31日現在）

当社の企業集団は、当社、子会社８社及び関連会社２社で構成され、ガス検知警報機器の製造販売を主な内容とし、さらにこれに関わるアフターメンテナンスサービスの事業活動を展開しており、これらの事業を１セグメントとしております。

事業内容の内訳は次のとおりであります。

区　　分	主　要　製　品　名	売上高比率(%)
定置型ガス検知警報機器	総合保安防災システム、毒性ガス検知警報装置、酸欠事故防止用検知警報装置、可燃性ガス検知警報装置、複合ガス検知警報装置	70.3
可搬型ガス検知警報機器	毒性ガス検知警報器、酸欠事故防止用検知警報器、可燃性ガス検知警報器、複合ガス検知警報器	26.5
そ の 他 測 定 機 器	光波干渉式ガス測定器、光電子分光装置、自動プレス機の監視モニター	3.2

（6）主要な拠点（2022年３月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都板橋区
開発・生産拠点	開発センター・生産センター（埼玉県春日部市）、函館工場（北海道函館市）
販　売　拠　点 （営業所・出張所）	札幌（札幌市厚別区）、仙台（仙台市青葉区）、千葉（千葉市中央区）、神奈川（横浜市港北区）、名古屋（名古屋市南区）、大阪（大阪市淀川区）、神戸（神戸市中央区）、広島（広島市安佐南区）、福岡（福岡市東区）
メンテナンスサービス拠点 （サービスステーション）	札幌（札幌市厚別区）、仙台（仙台市青葉区）、千葉（千葉市中央区）、東京（東京都江東区）、横浜（横浜市港北区）、名古屋（名古屋市南区）、尼崎（兵庫県尼崎市）、広島（広島市安佐南区）

（注）　上記の他、営業所９ヶ所、サービスステーション25ヶ所ございます。

②　子会社

「（３）重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

（7）従業員の状況（2022年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,234名（471名）	49名増（38名増）

（注） 従業員数欄の（外書）は、嘱託・臨時従業員等（年間の平均人員、１日８時間換算）及び人材派遣会社からの派遣社員（年間の平均人員）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
993名（403名）	37名増（32名増）	40.4歳	15.8年

（注） 従業員数欄の（外書）は、嘱託・臨時従業員等（年間の平均人員、１日８時間換算）及び人材派遣会社からの派遣社員（年間の平均人員）であります。
なお、従業員数は、当社から他社への出向者を除いております。

（8）主要な借入先及び借入額（2022年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	970
第一生命保険株式会社	275
株式会社三井住友銀行	200
みずほ信託銀行株式会社	150
三井住友信託銀行株式会社	150
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	100

2 会社の現況

（1）株式の状況（2022年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　94,000,000株
② 発行済株式の総数　23,661,000株（自己株式384,642株を含む）
③ 株主数　2,194名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,611,600株	11.22%
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	1,608,700株	6.91%
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	1,290,055株	5.54%
第一生命保険株式会社	1,200,000株	5.16%
株式会社みずほ銀行	1,135,201株	4.88%
理研計器協力会社持株会	1,085,431株	4.66%
株式会社三井住友銀行	837,100株	3.60%
長野計器株式会社	711,000株	3.05%
理研計器従業員持株会	709,887株	3.05%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	669,000株	2.87%

（注）１．持株比率は自己株式（384,642株）を控除して計算しております。
２．Symphony Financial Partners (Singapore) Pte. Ltd.から2016年12月20日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、2016年12月13日現在、2,787,300株（保有割合11.78%）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。
３．Forest Manor N.V.から2017年７月13日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、2017年７月10日現在、1,301,355株（保有割合5.50%）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。
４．フィデリティ投信株式会社から2022年２月７日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、2022年１月31日現在、1,224,100株（保有割合5.17%）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。なお、同社より2022年４月22日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、2022年４月15日現在、1,593,900株（保有割合6.74%）を保有している旨の報告を受けております。

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

当社は、2020年６月25日開催の第114回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2021年６月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年７月21日付で取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)５名に対し自己株式11,711株の処分を行っております。

（2）新株予約権等の状況

①　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

②　当事業年度中に職務執行の対価として従業員または子会社の役員及び従業員に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年３月31日現在）

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
小林 久悦	代表取締役会長	
小谷野 純一	代表取締役社長	
松本 哲哉	取締役 常務執行役員	生産本部長兼生産管理部長 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長
古布 真也	取締役 常務執行役員	営業本部長
木崎 昭二	取締役 執行役員	技術開発本部長
中野 信夫	取締役 (監査等委員・常勤)	
多賀 道正	社外取締役 (監査等委員)	
宮口 丈人	社外取締役 (監査等委員)	
植松 泰子	社外取締役 (監査等委員)	シティ法律事務所　パートナー弁護士

(注) 1．社外取締役（監査等委員）多賀 道正、宮口 丈人及び植松 泰子は、会社法第２条第15号に規定される社外取締役であります。
2．当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
4．社外取締役（監査等委員）宮口 丈人は、金融機関での長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．2021年６月25日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役(監査等委員)服部 弘志、山本 茂は任期満了により退任いたしました。

6．2022年4月１日付をもって、次のとおり取締役の地位、担当を変更しております。

氏　　名	変更前の地位、担当	変更後の地位、担当
松　本　哲　哉	取締役常務執行役員 生産本部長兼生産管理部長 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長	取締役常務執行役員 生産本部長 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長

7．取締役を兼務しない執行役員（2022年４月１日現在）

氏　　名	担　　当
田　島　秀　二	管理本部長兼経営企画室長
中　村　和　馬	エンジニアリング本部長兼エンジニアリング部長
安　達　眞　一	海外営業担当 （出向）台湾理研計器股份有限公司董事長
井　上　浩　治	東日本営業部長
石　原　純　久	海外営業担当 （出向）理研計器商貿（上海）有限公司董事長
小　島　正　昭	西日本営業部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は取締役及び監査等委員である取締役を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険)契約を締結しており、被保険者が株主代表訴訟等を提起され損害賠償を請求された場合及び被保険者が損害賠償請求を提起され職務に起因する第三者に対する損害を賠償した場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用等について補填することとし、保険料を全額当社が負担しております。

④　当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			支給人員（名）
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く）	218	111	74	32	5
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	21	21	—	—	1
社外取締役（監査等委員）	12	12	—	—	5
合計	252	144	74	32	11

（注）１．上記には、2021年6月25日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役(監査等委員)２名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬等の総額には、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)５名に付与した譲渡制限付株式の割当に係る費用32百万円を含んでいます。
４．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第109回定時株主総会において年額２億５千万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、これとは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬限度額は、2020年６月25日開催の第114回定時株主総会において年額６千万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
５．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第109回定時株主総会において年額５千万円以内と決議いただいております。

⑤　役員報酬等の内容決定に関する方針について

当社は、2021年２月10日開催の取締役会で「取締役の報酬等の決定方針」を決議しております。

a．取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針にかかる事項

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、役員報酬規程に基づき定められ、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬から構成されております。

固定報酬の金額は、役員報酬規程において、役位、職責、経済情勢、過去の実績等を考慮して予め定められております。

業績連動報酬の金額は、指標である直前事業年度の連結営業利益を考慮のうえ、取締役会から一任された代表取締役社長が、株主総会で決議された限度額の範囲内で、各取締役の役位、職責、会社の経営成績とそれに対する貢献度を総合的に勘案して原案を作成します。そして、固定報酬と業績連動報酬を合計した報酬案を監査等委員会に説明し、意見を確認したうえで最終的な報酬額を決定しております。

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。各取締役の役位に基づき、取締役各人に対して支給する金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を割り当てております。

固定報酬と業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬との支給割合に関する方針を定めておりませんが、職責、グループ経営への影響等を考慮した結果、役位・職責が上位の者ほど全報酬に占める業績連動報酬・譲渡制限付株式報酬の割合が大きくなっております。

また、当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬は、業務執行からの独立性を確保するため固定報酬のみとし、株主総会で決議された限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議を経て、監査等委員の全員の同意をもって決定することとしております。

b．取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第109回定時株主総会において、年間報酬総額の上限を２億５千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は５名であります。さらに、2020年６月25日開催の第114回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額６千万円以内で支給することが決議されました。なお、当該定時株主総会終結時点での取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は５名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第109回定時株主総会において、年間報酬総額の上限を５千万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は４名であります。

c．当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額の決定にあたっては、取締役会より一任された代表取締役社長　小谷野 純一が、株主総会で決議された限度額の範囲内で、各取締役の役位、職責、会社の経営成績とそれに対する貢献度を総合的に勘案して原案を作成しました。そして、固定報酬と業績連動報酬を合計した報酬案を監査等委員会に説明し、意見を確認したうえで最終的な報酬額を決定しております。代表取締役社長に一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、直前事業年度である2022年３月期の連結営業利益は8,402百万円、目標値は2021年５月11日に公表した連結予想値である5,900百万円であります。

譲渡制限付株式報酬は、各取締役の役位に基づき、取締役各人に対して支給する金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を割り当てております。

また、監査等委員である取締役の報酬の額の決定にあたっては、株主総会で決議された限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議を経て、監査等委員の全員の同意をもって決定しております。

⑥　社外役員等に関する事項

a．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　名	地　位	兼職する法人等	兼職内容
植松泰子	取締役（監査等委員）	シティ法律事務所	パートナー弁護士

(注) 当社とシティ法律事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

b．当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
多賀道正	取締役(監査等委員)	8回開催中8回出席(100%)	9回開催中9回出席(100%)	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査等委員会において、発言を行っております。
宮口丈人	取締役(監査等委員)	6回開催中6回出席(100%)	7回開催中7回出席(100%)	金融機関での豊富な業務経験と財務分野及び会計分野に関する知見に基づき、取締役会及び監査等委員会において、発言を行っております。
植松泰子	取締役(監査等委員)	6回開催中6回出席(100%)	7回開催中7回出席(100%)	弁護士としての企業法務に関する専門的知識に基づき、取締役会及び監査等委員会において、発言を行っております。

(注) 取締役(監査等委員) 宮口 丈人、植松 泰子は、2021年６月25日開催の第115回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は６回、監査等委員会の開催回数は７回であります。

（4）会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
1．当事業年度に係る報酬等の額	41
2．当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1．の金額はこれらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（5）業務の適正を確保するための体制

当社が内部統制システムとして決定した事項は、次のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます）は、企業が存立を継続するためには法令遵守の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、役員・従業員全員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

b．当社グループは、良き企業市民として法令遵守と環境保全に努め社会的責任を果たすため、「経営理念」及び「経営方針」を定めております。また、役員・従業員の共通の価値観・倫理観であり、行動のよりどころとなる「行動規範と行動指針」を定めコンプライアンス意識の維持・向上を図っております。

c．当社グループは、事業活動における遵法精神の徹底・強化を図ることを目的として代表取締役社長を委員長とし社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置しております。

d．当社グループにおける企業倫理・遵法の一層の向上を図るため「内部通報制度（コンプライアンスホットライン）」を設置しております。

e．当社は業務執行部門から独立した経営監査室を設置しており、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に適宜報告することとしております。

f．監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録等取締役の職務の執行に係る情報を、法令及び「文書管理規程」等に基づき、その作成から利用活用、定められた期間の保存、廃棄に至るまで適切に管理することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．当社は、当社グループの企業価値を維持し、その向上を図るうえで管理すべきリスクを洗い出し、保安機器・計測機器等のメーカーとして品質に関するリスクを重要なリスクとして認識し、製品の欠陥（クレーム）に対応すべく、品質に関する委員会を定期的に開催し、クレーム発生の事前防止及び再発防止策を講じる体制をとっております。また、各担当部署も、安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて必要に応じ規則を制定し管理することとしております。

b．当社は、有事においては、代表取締役社長を本部長とする「ＢＣＰ対策本部」を組織して、「ＢＣＰ規程」「緊急事態処理基準」に従い、会社全体として危機管理に対応することとしております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、取締役会の承認を得ることとしております。

b．当社は、定期的に取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況報告・実績管理等を行うこととしております。また、取締役会の下に、取締役および代表取締役社長の指名する執行役員・本部長・部長により構成する「経営企画会議」を隔週で開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に取締役会から委譲された範囲内で当社業務の執行及び施策の実施について審議しております。

c．当社は、執行役員制度を設け、「執行役員規程」に基づき、その責任と権限を明確にして組織の効率的な運用を図るように努めております。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業集団としての経営効率の向上に資するため「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づいて子会社を管理し、必要に応じて報告を受けております。

b．当社は、子会社に役員を派遣するなどし、企業集団として業務の適正を確保するための体制をとっております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

a．監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときはこれに応じることとします。

b．監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人選、異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとします。

c．監査等委員会の職務を補助すべき従業員が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会にかかわる業務を優先して従事するものとします。

⑦　当社の監査等委員会への報告に関する体制

a．当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営企画会議などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を受けることとしております。

b．子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者についても、当社の監査等委員会へ当該報告が報告される体制を整えております。

⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する規定を設けております。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、代表取締役社長との相互認識を深めるよう努めることとしております。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、当社の行動指針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し、また、これらの活動を助長するような行為は行わない旨を定めております。行動指針は全役員及び従業員に配布し、周知徹底を図っています。

また、警察及び外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

※2022年４月21日開催の取締役会の決議により、内容の一部改定を行いました。上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。改定の内容につきましては、当社ホームページにその開示資料（2022年４月21日付「内部統制システムの基本方針の改定について」）を掲載しておりますのでご参照下さい（https://www.rikenkeiki.co.jp/ir/）。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しておりますほか、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① 法令等遵守及びリスク管理

コンプライアンス委員会、内部統制委員会及び品質管理委員会を適宜開催し、法令等遵守及びリスク管理に努めております。

当事業年度において、「行動規範と行動指針」の見直しをはかり、本件に関するコンプライアンス教育を実施しました。また、内部通報制度の運用見直しを行いました。

② 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を８回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

③ 監査等委員会の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を９回開催し、事前に定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営企画会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに経営監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査をしております。

④ 新型コロナウイルス感染拡大への対応について

当社では、新型コロナウイルス感染拡大を重要なリスクとして認識し、2020年４月７日の緊急事態宣言の発令以降、全事業所にて在宅勤務、時差出勤、Web会議システムの活用等、新型コロナウイルス感染予防対策を強化し、継続的にお客様、お取引先様、従業員とその家族の感染防止に努めてまいりました。また、取締役会、監査等委員会もWeb会議システムを有効に活用し、各取締役間のコミュニケーションを十分に確保することができております。

（6）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社が定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は下記のとおりです。

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株主は、一般に市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の方針の決定を支配する者も株主の皆さまの意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、“人々が安心して働ける環境づくり”を経営理念として掲げ、各種爆発事故防止をはじめとし、作業環境における有害ガスの監視など環境保全ニーズにも幅広く対応したガスセンサー技術のパイオニアとして社会に貢献するとともに、「安全」を供給する企業としての責務を果たすべく、機器の販売のみならず、販売後の保守・点検及びガスを検知するセンサーの交換など定期的なメンテナンスにも積極的に取り組んでまいりました。その結果、現在、当社の主力製品である産業用ガス検知警報機器は、半導体・液晶、石油化学、建設、電力・ガス、鉄鋼、造船等の幅広い業種にてご利用いただいております。

また当社では、経営方針として、

ａ．技術の開発と経営の合理性から適正な利益を追求し、持続的な発展を目指す

ｂ．お客様には、高品質の製品と充実したサービスを提供し、安全な環境づくりに貢献する

ｃ．株主には、長期的視点に立った企業価値の向上をもって報いる

ｄ．取引先には、安定した取引を目指し共存共栄を図る

ｅ．従業員には、生活の安定と労働環境の向上をもって報いる

を掲げ、国内のトップメーカーから世界のトップメーカーへの飛躍を目標として日々邁進しております。

③　会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は、現在のところ、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合の具体的な取り組み、いわゆる買収防衛策については特にこれを定めてはおりませんが、引き続き、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みを進めてまいります。また、当社株式を大量に取得しようとする者に対しては、株主の皆様が当該買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

④　取締役会の判断及びその理由

上記②、③の取組みは、いずれも①の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に合致するものと考えております。従って、当社は、これらの取組みにつきまして、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的にするものではないと考えております。

（7）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を最重要政策の一つとしており、配当性向並びに株主資本配当率、財務状況等を総合的に勘案し、継続した安定配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針を総合的に勘案し、１株当たり普通配当60円（うち中間配当21円）とさせていただきました。その結果、配当性向は23.4%、純資産配当率は2.6%となります。

内部留保資金につきましては、研究開発、製造設備の増強、販売・アフターメンテナンスサービス網の拡充など、今後の事業展開のために有効投資し、経営基盤のさらなる充実・強化をはかってまいります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**43,252**	**流動負債**	**12,131**
現金及び預金	11,551	支払手形及び買掛金	4,625
受取手形及び売掛金	9,198	短期借入金	995
電子記録債権	3,519	1年内償還予定の社債	300
有価証券	9,952	リース債務	434
商品及び製品	2,744	未払費用	676
仕掛品	3,307	未払法人税等	1,786
原材料及び貯蔵品	2,391	賞与引当金	920
その他	591	製品保証引当金	98
貸倒引当金	△3	受注損失引当金	32
固定資産	**28,354**	その他	2,262
有形固定資産	**17,440**	**固定負債**	**2,616**
建物及び構築物	11,317	長期借入金	850
機械装置及び運搬具	358	長期未払金	15
土地	4,079	リース債務	976
リース資産	1,229	繰延税金負債	720
建設仮勘定	46	資産除去債務	11
その他	409	その他	42
無形固定資産	**1,862**	**負債合計**	**14,747**
ソフトウェア	409	**純資産の部**	
ソフトウェア仮勘定	10	**株主資本**	**53,828**
のれん	595	資本金	2,565
顧客関連資産	830	資本剰余金	1,885
その他	17	利益剰余金	49,604
投資その他の資産	**9,050**	自己株式	△226
投資有価証券	5,881	**その他の包括利益累計額**	**2,331**
退職給付に係る資産	1,813	その他有価証券評価差額金	1,853
繰延税金資産	112	為替換算調整勘定	477
その他	1,246	**非支配株主持分**	**698**
貸倒引当金	△3	**純資産合計**	**56,858**
資産合計	**71,606**	**負債純資産合計**	**71,606**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**37,363**
売上原価		**18,931**
売上総利益		**18,432**
販売費及び一般管理費		**10,029**
営業利益		**8,402**
営業外収益		
受取利息	48	
受取配当金	129	
為替差益	110	
受取保険金及び配当金	47	
有価証券売却益	18	
補助金収入	100	
雑収入	68	523
営業外費用		
支払利息	47	
固定資産除却損	4	
有価証券評価損	8	
支払補償費	40	
雑損失	5	106
経常利益		**8,819**
特別利益		
固定資産売却益	7	7
特別損失		
固定資産売却損	0	0
税金等調整前当期純利益		**8,827**
法人税、住民税及び事業税	2,734	
法人税等調整額	38	2,773
当期純利益		**6,053**
非支配株主に帰属する当期純利益		89
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,963**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,565	2,294	44,641	△232	49,267
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,000		△1,000
親会社株主に帰属する当期純利益			5,963		5,963
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		17		6	24
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△426			△426
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△408	4,963	6	4,560
当連結会計年度末残高	2,565	1,885	49,604	△226	53,828

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,921	△155	1,765	1,581	52,615
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,000
親会社株主に帰属する当期純利益					5,963
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					24
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△426
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△67	633	565	△883	△317
連結会計年度中の変動額合計	△67	633	565	△883	4,243
当連結会計年度末残高	1,853	477	2,331	698	56,858

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**34,886**	**流動負債**	**10,738**
現金及び預金	6,754	買掛金	4,188
受取手形	596	短期借入金	600
電子記録債権	3,500	一年内償還予定の社債	300
売掛金	8,030	一年内返済予定の長期借入金	395
有価証券	8,124	リース債務	413
商品及び製品	2,493	未払金	1,484
仕掛品	2,911	未払費用	409
原材料及び貯蔵品	1,211	未払法人税等	1,554
未収入金	1,075	前受金	312
その他	187	預り金	44
貸倒引当金	－	賞与引当金	904
固定資産	**27,224**	製品保証引当金	98
有形固定資産	**15,426**	受注損失引当金	32
建物	9,366	**固定負債**	**2,173**
構築物	386	長期借入金	850
機械及び装置	109	リース債務	968
車両運搬具	0	繰延税金負債	321
工具、器具及び備品	324	長期預り保証金	7
土地	3,998	長期未払金	15
リース資産	1,198	資産除去債務	11
建設仮勘定	42	**負債合計**	**12,912**
無形固定資産	**413**	**純資産の部**	
ソフトウェア	387	**株主資本**	**47,352**
ソフトウェア仮勘定	8	**資本金**	**2,565**
電話加入権	17	**資本剰余金**	**2,864**
投資その他の資産	**11,384**	資本準備金	2,545
投資有価証券	5,251	その他資本剰余金	318
関係会社株式	3,774	**利益剰余金**	**42,148**
その他の関係会社有価証券	19	利益準備金	422
長期前払費用	12	その他利益剰余金	41,726
前払年金費用	1,745	別途積立金	35,515
生命保険積立金	501	繰越利益剰余金	6,210
その他	82	**自己株式**	**△226**
貸倒引当金	△3	**評価・換算差額等**	**1,846**
		その他有価証券評価差額金	**1,846**
		純資産合計	**49,198**
資産合計	**62,110**	**負債純資産合計**	**62,110**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位:百万円）

科目	金額	
売上高		**32,449**
売上原価		**18,475**
売上総利益		**13,974**
販売費及び一般管理費		**7,600**
営業利益		**6,373**
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	961	
受取保険金及び配当金	47	
不動産賃貸料	15	
受取事務手数料	7	
為替差益	281	
雑収入	34	1,351
営業外費用		
支払利息	45	
社債利息	1	
固定資産除却損	0	
支払補償費	40	
雑損失	1	89
経常利益		**7,635**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
税引前当期純利益		**7,636**
法人税、住民税及び事業税	2,123	
法人税等調整額	△212	1,910
当期純利益		**5,725**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,565	2,545	301	2,846	422	32,315	4,686	37,424	△232	42,603
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						3,200	△3,200	－		－
剰余金の配当							△1,000	△1,000		△1,000
当期純利益							5,725	5,725		5,725
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			17	17					6	24
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	17	17	－	3,200	1,524	4,724	6	4,748
当期末残高	2,565	2,545	318	2,864	422	35,515	6,210	42,148	△226	47,352

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,908	44,511
事業年度中の変動額		
別途積立金の積立		－
剰余金の配当		△1,000
当期純利益		5,725
自己株式の取得		△0
自己株式の処分		24
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△61	△61
事業年度中の変動額合計	△61	4,686
当期末残高	1,846	49,198

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２２年5月２６日

理研計器株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂　木　浩　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂　雄一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、理研計器株式会社の２０２１年4月１日から２０２２年3月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、理研計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守した

こと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２２年5月２６日

理研計器株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂　木　浩　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂　雄　一　郎

監査意見
当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、理研計器株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第１１６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月26日

理研計器株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　中　野　信　夫　㊞

監査等委員　多　賀　道　正　㊞

監査等委員　宮　口　丈　人　㊞

監査等委員　植　松　泰　子　㊞

（注）　監査等委員 多賀 道正、宮口 丈人及び植松 泰子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会　場

理研計器株式会社　本社大会議室
東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
電 話（03）3966-1121（代表）



交通のご案内

都営地下鉄三田線「志村坂上駅」Ａ１出口から徒歩約10分
国際興業バス　「小豆沢一丁目」バス停下車　徒歩約５分